

平成 27 年度 9 月補正予算に対する要望書

平成 27 年 8 月 25 日

栃木県知事 福田 富一 様

我が国の経済は、政府の取組により明るさを取り戻しつつあるが、「着実に回り始める『好循環』」を「揺るぎない『好循環』」とするため、政府は「『日本再興戦略』改訂 2015」を閣議決定し、未来投資による生産性革命の実現等に取り組むとしている。また、同日閣議決定した「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」では、ローカル・アベノミクスの実現や地方の人口減少問題の克服に取り組むとしており、本県としても国の施策に積極的に対応するとともに、地域の実情を踏まえた独自策についても危機感を持って展開していく必要がある。

今まさに、本県の将来を指し示す「人口ビジョン」、「地方版総合戦略」、「次期プラン」の策定作業が大詰めを迎え、本県の行方を左右する極めて重要な局面に立っていると言える。

真のとちぎ創生を実現するためには、農林畜産業、商工業、観光業等産業全体の振興を図るとともに、県民生活の安全・安心の基盤となる住環境、教育環境、子育て環境等あらゆる分野を磨き上げ、とちぎの総合力と発信力を高めていかなければならない。

そのため、県は平成 27 年度 9 月補正予算の編成に当たっては、県内経済の活性化、安全・安心な暮らしの実現をはじめ、喫緊の課題に的確に対応するための必要な措置を講じるべきである。

このような状況に鑑み、別紙のとおり要望書を取りまとめたので、検討の上それぞれの措置を取られるよう強く要望する。

I 予算要望事項

単位：千円
() 内は内数

1. 安全・安心な暮らしの実現について

(1) 災害に強い県土づくりの推進について

今年度に入り、6月以降の梅雨・台風に伴う豪雨等により、全国各地で人的被害や住家被害など多くの災害が発生している。

県内でも、6月の梅雨や7月以降の豪雨により住家浸水等の被害が多数生じており、特に7月16日の台風11号では、高根沢町、芳賀町で河川増水に伴う避難勧告が発令され、県内各地で冠水等による県道の通行止めや河川護岸等への被害が生じたほか、8月2日の豪雨と突風では、国道119号や121号で倒木による通行止めが大規模に発生した。

このように、予測困難な異常気象が頻発する中、県民生活を守るための「災害に強い県土づくり」を一層推進していく必要がある。

このため、地震、豪雨等による災害を未然に防ぐための道路の落石対策や冠水対策、河川の堤防整備などの防災対策や、災害発生時にも被害を最小化し、早期復旧を図るための減災ネットワーク道路の整備や河川の堆積土除去等の減災対策を加速すること。

また、災害に強い県土づくりの推進に当たっては、限られた財源を有効に活用する必要があることから、国の交付金を活用するための事前調査にも万全を期すこと。

(重点事業)

○緊急防災・減災対策事業費	1,000,000
	(政調上乗せ 1,000,000)
○公共事業関連調査費	200,000
	(政調上乗せ 200,000)
ゼロ県債	《政調上乗せ 2,000,000》

(2) 福祉・介護対策について

県民誰もが生涯にわたり、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができ、社会を実現するため、生活困窮者に対する自立支援や認知症対策の充実強化、介護保険施設等の整備に対する支援に積極的に取り組むこと。

また、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年には全国で新たに38万人の介護職員が必要となる見込みであるほか、地域包括ケアシステムの構築に向けても介護職員の確保は重要な課題であることから、介護人材の更なる育成・確保に努めること。

(重点事業)

○生活困窮者自立支援事業費	5,406
○地域医療介護総合確保基金事業費（介護分）	398,012

(3) 結婚・子育て支援について

県版総合戦略の人口ビジョンの実現には、若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる必要があることから、一人でも多くの方が本県で結婚し、子どもを生み育てることができるよう、結婚を望む若者に様々な出会いの機会を提供するなど積極的な結婚支援に取り組むこと。

また、県内の保育所等の待機児童は、入所要件の変更や保育士不足を背景に大幅に増加し、一方で働く家庭等には放課後児童におけるいわゆる「小1の壁」があるとされている。

県内各市町では、子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童の解消や子育て環境の充実のため、保育所、認定こども園、放課後児童クラブの整備等に取り組むこととしているが、県としても、これらの取組を積極的に支援し、県民が安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進すること。

(重点事業)

○児童福祉施設整備助成費	98,225
○少子化対策強化事業費	10,000
(政調上乗せ)	10,000)

(4) 重点犯罪の抑止について

本県の平成27年上半期における刑法犯認知件数は7,331件と、前年に比べ441件、5.7%減少しているものの、自動車盗については、49件、16.0%の増加となっている。安全・安心な県民生活を確保するためには、こうした重点犯罪を抑止し、体感治安を向上させる必要があることから、一歩進んだ抑止対策を講じること。

(重点事業)

○重点犯罪緊急抑止対策費	27,415
--------------	--------

(5) 野生鳥獣害対策の強化について

野生鳥獣の農作物に対する被害は依然として大きく、今後はしっかりとした管理が重要となる。増え続けるシカ・イノシシ等について、例えばイノシシの捕獲目標8,000頭をさらに増やすなど鳥獣被害対策を積極的に講じること。また、そのためには狩猟の重要性も高くなることから、狩猟者の確保・育成と狩猟の促進に努めること。

(重点事業)

○イノシシ捕獲強化事業費	7,000
(政調上乗せ	7,000)

2. 企業誘致等による経済の活性化について

県内経済の活性化及び雇用の創出を図るためには、企業から選ばれる魅力あるとちぎづくりを進める必要があることから、圏央道や北関東自動車道、国道4号、50号等の優れた物流環境を活かし、企業ニーズを的確にとらえた産業団地の造成に取り組むとともに、隣県に負けない戦略的な企業誘致を進めること。

また、県内経済を下支えする中小企業等の成長戦略を実現するため、東京圏から本県へ人材が流れる仕組みを構築するなど、本県経済の更なる活性化を図ること。

(重点事業)

○産業団地開発事業費	800,000
○プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業費	28,275

3. 農林業の振興について

本県農業の発展を図るためには、農村地域の資源の保全はもとより、集落活動の質的向上を図る必要があることから、農業・農村の持つ多面的機能の発揮のための地域活動に対し、地域の要望を踏まえ積極的に支援すること。

また、林業・木材産業の再生を図るため、木材加工流通施設や木質バイオマス利用施設等への未利用間伐材を活用した原木安定供給体制を構築すること。

(重点事業)

○多面的機能支払事業費	124,098
○未利用間伐材利用促進対策事業費	120,000

計	12重点事業	2,818,431 千円
---	--------	--------------

(政調上乗せ 1,217,000 千円)

《ゼロ県債 2,000,000 千円》

Ⅱ 政策要望事項

1. 県内経済の活性化について

(1) 産業の振興について

我が国の景気は緩やかな回復基調が続いているが、本県においては経済の好循環の波は十分に広がっておらず、中小・小規模企業は厳しい状況にある。

このため、現在検討を進めている中小企業・小規模企業の振興に関する条例については、小規模企業の持続的発展や、地域全体で中小・小規模企業を支援する視点を重視したものとすること。

また、次期産業プランについては、新たな成長産業の振興や、条例を踏まえた中小企業・小規模企業の振興など、本県経済の好循環拡大に向けた取組を重視して策定すること。

(2) 観光誘客対策について

本県にとって観光を振興し、地域への経済効果を高めることは大変重要な課題である。このため、デスティネーションキャンペーンなど大型観光キャンペーン誘致に積極的に取り組むとともに、「ふるさと旅行券」事業を積極的に展開するなど、県内への更なる観光誘客に取り組むこと。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、対象国・地域の旅行ニーズ等を把握しながら的確な情報発信を行うなど、戦略的な海外誘客対策に取り組むこと。

さらに、地域資源の磨き上げや新たな魅力の創出に取り組むとともに、無料公衆無線LAN環境の整備、案内看板の多言語対応、公衆トイレの洋式化等の取組を一層促進すること。

2. 安全・安心な日常生活の確保について

(1) 強靱なとちぎづくりの推進について

国は、昨年6月に国土強靱化基本計画を策定するとともに、アクションプランに基づき、計画を推進しているところである。本県においても、今年度中に国土強靱化地域計画を策定することとしているが、県民の生命・財産を守ることはもとより、本県の安全・安心に対する信頼を高め、生活の豊かさの向上にもつながる災害に強い強靱なとちぎづくりを推進すること。

(2) 社会資本の老朽化対策の推進について

本県では、各種施設の計画的な維持管理や修繕・更新を図るため、県有建築物等を含めた公共施設全体について総合管理計画の策定に取り組んでいるところである。

こうした公共施設の中でも、特に道路・河川等の社会資本は、県民の日常生活と経済活動を広く支える重要な基盤である一方、高度経済成長期に集中的に整備された施設で急速に老朽化が進行するなど、早急な対応が求められている状況にある。

このため、これらの社会資本については、公共施設等総合管理計画に先んじて、各施設分野の長寿命化修繕計画を可能な限り早期に策定し、全体の施設量やコストの見通しについて、県民との情報の共有化を進めていくとともに、それらを踏まえたアクションプログラムを検討するなど、計画的な修繕・更新等を図ること。

(3) 身近な道路・河川等の適切な維持管理について

県民の安全で豊かな暮らしや活力ある経済活動を支える上では、社会資本の維持管理を的確に実施していくことが必要不可欠である。

しかしながら、近年の資材・労務単価の上昇や、国交付金の配分減少等により、県民にとって身近な箇所の維持・修繕が十分に行き届いていない例が散見され、特に道路の舗装については、5年間で約1,000kmの修繕が必要であると聞いている。

道路・河川等の身近な社会資本については、適時適切な維持管理を求める県民ニーズが依然として非常に高く、交通事故等の未然防止や、自然災害から県民の生命・財産を守ることにもつながることから、必要な維持・修繕を的確に実施していくこと。

(4) 高齢社会に対応した、県民の安全で安心な移動手段の確保について

モータリゼーションの進展により、民間バス路線が縮小されてきたが、急速に進行する高齢化に対応する上で高齢者の移動手段の確保等が重要な課題であることから、市町や交通事業者等と連携して公共交通の維持・充実に努めるとともに、宇都宮市と芳賀町が進めるLR T事業など、新たな公共交通システム導入に向けた市町の取組についても、県民益を十分に考慮し適切に支援していくこと。

(5) 耐震改修促進法の改正を踏まえたホテル・旅館等の耐震化について

平成25年の耐震改修促進法の改正により、不特定多数の人々が利用する大規模建築物等に対し、耐震診断及びその結果の報告が義務付けられたことから、本県では、平成26年度にこれらの建築物の耐震診断に係る補助制度が創設されたが、耐震改修に対しては財政支援が行われていない状況にある。

今後、県民の安全・安心の確保と観光の振興等に向け、ホテル・旅館・病院など公共性の高い建築物の耐震化を着実に進める必要があることから、こ

これらの建築物の耐震改修について早期に補助制度を創設すること。

3. 保健・医療・福祉対策について

(1) 保育所等における待機児童の解消について

本年4月に子ども・子育て支援新制度がスタートしたが、本県における4月1日現在の保育所等の待機児童数は250人と前年の66人に比べ大幅に増加していることから、女性の就労機会の拡充や就労形態の多様化などを踏まえた保育ニーズの増大にしっかりと対応し、待機児童の解消を図ること。

(2) 放課後児童クラブの充実について

放課後児童クラブについては、今年度から預かり対象年齢が小学校3年生までから6年生までに拡大されるなど利用者の一層の増加が見込まれることから、更なる量的拡大と質の向上に取り組むこと。

(3) 結婚・出産・子育て支援施策の充実について

若い世代が持つ結婚、妊娠・出産、子育ての希望を実現させなければ、本県の人口ビジョンで示された数値の実現は困難である。

このため、結婚を望む方に様々な出会いの機会を提供し、一人でも多くの方が本県で結婚し、子を生み育てることができるよう、助成制度の拡充を含め、他県の先進的事例を研究しながら積極的な支援に取り組むこと。

(4) 第3子以降保育料免除制度の拡大について

多子世帯への一層の配慮を行い、3人以上の子どもを持てる環境を整備することは、少子化に歯止めをかけることにつながる。

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町と連携し、第3子以降保育料の免除制度の更なる拡大を図ること。

(5) 障害者福祉の推進について

平成28年4月に施行される「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障害のある人が生活を送る上で支障となる様々な障壁を除去し、障害のある人もない人も地域社会の一員として共に人格と個性を尊重し合いながら支え合って暮らすことのできる“とちぎ”の実現に向け、本県独自の条例制定に努めること。

(6) 看護・介護職員の人材確保について

超高齢社会を迎え、在宅医療・在宅介護が推進される中、看護・介護職員の人材不足が深刻な問題となっている。

このため、従来の養成所の支援に加え、人材育成のための研修の実施や職場における子育て支援、未就業の有資格者の再就職促進など、総合的な人材確保対策を強化すること。

特に、県内の看護職員の安定供給を図るため、看護師等養成所における運営費補助金の確保に努めること。

(7) 地域医療構想について

地域医療構想の策定に当たっては、急性期・回復期・慢性期における必要な病床を確保し、機能の分化と連携を図ると同時に、在宅医療の体制整備や介護施設の整備等を含め、医療・介護サービスの総合的な確保を着実に進められるものとする。

(8) 危険ドラッグを含めた薬物乱用防止について

危険ドラッグの撲滅に向け、国においては法改正により規制を強化し、また本県においても「栃木県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定したところである。

こうした中、公立小学校の教頭が危険ドラッグを使用していたという報道があった。教育に携わる立場にある者としてあるまじき行為であり、断じて許されるものではない。

このため、関係機関との連携のもと、危険ドラッグを含めた薬物乱用防止の取組を更に強化していくこと。

4. 農林畜産業の振興と環境対策について

(1) 農業農村整備事業の推進について

力強い農業の確立に向けて、担い手への農地集積に資する農地の大区画化・汎用化や、農業水利施設の老朽化対策などの農業農村整備事業を計画的に推進すること。

(2) 林業の基盤整備の促進について

林業の成長産業化のためには、木材の安定供給と雇用拡大による山村地域の活性化が必要となるが、地域の様々なニーズに対応できるよう、基盤整備を促進すること。

(3) 家畜保健衛生所の整備について

県北家畜保健衛生所については、周辺の都市化や施設の老朽化、狭隘化が進んでいることから、畜産の主産地である那須地域の家畜防疫体制の強化を図るため、早期の移転整備に努めること。

(4) 森林整備・保全等について

近年、本県においても集中豪雨や竜巻、大雪や山火事などの災害が多く発生しており、その被害は大きくなってきている。こうした自然災害による被害を最小限とするため、併せて地球温暖化を防止するためにも、森林の整備や保全が重要となっており、森林整備・保全等にかかる国の予算確保に向けて再度強く要望を行うこと。

(5) 次期栃木県農業振興計画について

「とちぎ農業成長プラン」が平成27年度で終了することを踏まえ、農業者が夢とやりがいの持てる次期農業振興計画を策定していくこととなっているが、国は農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指して農政改革を進めているところであり、本県においても稼げる農業を目指すべく、プロ農家の育成、産地競争力の強化、水田農業の構造改革、フードバレーとちぎによる農産物の高付加価値化などを課題として、農業の発展につながる計画を策定すること。

(6) 農山村地域の活性化について

地方創生を視野に入れ、農山村地域全体の活性化を図る観点から、住民に身近な農産物直売所などの交流拠点をはじめ農山村が有する地域資源の活用策を検討すること。

5. 教育行政の充実について

(1) いじめ問題の取組強化について

いじめ防止対策推進法が施行され、いじめの防止に向けた取組が進められているところであるが、依然として全国各地で「いじめ」を背景とした痛ましい事件が発生している。

本県では、いじめの問題解決や未然防止に向け、各教育事務所に「いじめ・不登校等対策チーム」を設置し対応している。法制定から2年が経過するところであるが、これまでの取組を検証しながら、今後、この対策チームを中心に、より一層いじめの根絶に取り組んでいくとともに、いじめの問題に厳正に対処するよう、改めて各学校に周知徹底を図ること。

また、保護者に対しても、あらゆる機会を通じて啓発していくこと。

(2) 地方教育行政法改正への対応について

地方教育行政法改正による教育委員会改革が本年度より動き出したことを受け、改正の趣旨に則した対応を図るため、「総合教育会議」を十分に活用しながら、教育、文化等に関する目標や施策の根本的な方針を定める「大綱」を策定するとともに、知事部局と教育委員会の連携強化に努めること。

(3) とちぎの未来を支える人材の育成について

現代社会は、少子高齢化が進むとともに、情報化、グローバル化等が進展する変化の激しい社会であることから、今後は、地方創生の視点を持ちながら、新たな課題にも柔軟に対応できる実践的な能力を育成する教育が重要であり、特に、実社会に出ていく前段階としての高校教育の果たす役割は大きい。

県立高校においては、今日までの魅力と活力ある学校づくりにおける実績を踏まえ、地域とのつながりを重視し、とちぎの未来を支える人材の育成に努めること。

(4) 主権者教育の推進について

本年6月の「公職選挙法等の一部を改正する法律」の成立により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、来年の参議院議員通常選挙から適用される見込みである。

高校生の一部を含む新たな有権者には「主権者」としての自覚と責任、判断力を持つことが求められることから、学校教育における「主権者教育」の推進に努めること。

6. 警察行政について

(1) 特殊詐欺を撲滅するための取組について

本年上半期における県内の特殊詐欺認知件数は128件で前年同期比13件の増となっている。一方で、検挙件数が30件増加し、県や警察当局の取組強化の成果が窺われる。他方、被害額は約4億6,900万円に上り、その手口も多様化、巧妙化し、1件あたりの被害額も依然として高額であるなど深刻な状況にある。

特に高齢者の被害が多いことから、コールセンターの開設や撃退機の貸出し等による効果に期待をするところであるが、これらの検証をもとに、被害防止に向けなお一層の取組強化を図ること。

(2) 交通事故抑止対策について

本年上半期における県内の交通事故死者数は48人で、前年同期比10人減少しているものの、全国では、人口10万人当たりの死者数がワースト6位と依然として高止まりの状況にあることから、交通死亡事故抑止に資する交通指導取締りを一層推進すること。

特に交通事故発生件数、死者数が前年同期比で減少した中、高齢者が関係する交通事故は、件数・死者数ともに増加していることから、高齢者を対象とした交通安全教育を推進し、交通ルールの順守、交通マナーの向上を図る

こと。

(3) 道路交通法県施行細則改正への対応について

昨年6月の道交法改正により14項目の危険行為指定をはじめとする自転車の安全対策が強化されたことを受け、今般、県の細則を改正し、携帯電話やイヤホンの使用を「禁止行為」として規制することとした。

これらの規制には罰則も伴うことから、自転車の安全対策への啓蒙・啓発と改正の周知活動に努めるとともに、中高生、特に高校生の交通マナーの悪化が各方面より厳しく指摘されていることを十分に踏まえ、教育委員会等とも十分に連携を図りながら対応すること。

また、教育委員会においては、生徒にいわゆる「歩きスマホ」をさせないなど、交通モラルの向上に向け、学校に対して指導の充実に努めること。

7. 「地方創生」の実現等に向けた積極的な取組について

(1) 移住対策の推進について

今年5月に県が示した栃木県版「人口ビジョン」骨子案では、現在の少子高齢化や人口移動の傾向が継続した場合、平成72年(2060年)には本県の総人口が120万人を下回る見通しが示されており、出生数を増やすための取組とともに、人を本県へ呼び込むための取組について、戦略と戦術を意識しながら早急に展開していく必要がある。

このため、東京圏等からのU I Jターン先として本県が選ばれるよう、市町等と連携し、移住希望者の多様なニーズに的確に対応した移住対策を積極的に推進すること。

(2) 人と物の流れを創出する連携・交流ネットワークの充実・強化について

本県における人口減少克服と地方創生に向けては、大都市圏や海外から人と産業を呼び込み、活発な交流と経済活動を促進するための「連携・交流ネットワーク」を充実・強化していくことが不可欠である。

このため、高速道路の機能強化や、幹線道路ネットワークの整備、ミッシングリンクの早期解消、案内標識の充実など、広域的な連携・交流を支える基盤づくりを効果的に推進すること。

(3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への積極的な取組について

平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界が注目しており、本県の存在感を示す絶好の機会である。

県では、今秋を目途に、オリンピック・パラリンピック等に向けた「とち

ぎビジョン（仮称）」を策定することとしているが、大会の成功に向け本県として積極的に貢献するとともに、大会開催に伴う様々な効果を本県の活性化に結び付けられるよう、今後の取組の方向性をしっかりと描いていくこと。

（４）文化の振興について

東京オリンピック・パラリンピックや栃木国体を契機とし、国内外に向け魅力ある本県の文化を発信するとともに、伝統文化の継承や持続的発展を図るなど、「とちぎの文化」の一層の振興に努めること。